

石巻市環境基本条例

平成17年4月1日

条例第166号

私たちは、豊かな自然の恵みの中で、その生命をはぐくんできた。

しかし、社会経済活動の進展により、私たちの生活の利便性が高まる一方で、資源及びエネルギーが大量に消費され、自然の生態系の微妙な均衡の下に成り立つ環境に影響が及ぶことになり、ひいては、すべての生物のよりどころである地球の環境が脅かされるに至っている。

私たちは、自らの活動が環境に与える影響の重大さを認識し、人間と自然が健全に共生できる持続的な発展が可能な社会を構築するため、あらゆる活動において環境に配慮しなければならない。

私たちは、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受する権利を有するとともに、その環境を保全し、美しいふるさとを将来の世代に継承する責任と義務を担っている。

このような認識の下に、緑深き山と青き海原を結ぶ母なる川北上川に象徴されるふるさと石巻の恵み豊かな環境の保全及び創造に向けて、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、恵み豊かな環境の保全及び創造(以下「環境の保全及び創造」という。)について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であつて、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の採取のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、資源の循環を基本とした活動により、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築することを目的として行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、自然の生態系の均衡を尊重し、人と自然が健全に共生していくことを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、すべての者が公平な役割分担の下に主体的かつ積極的にこれに取り組むことによって、行われなければならない。
- 4 環境の保全及び創造は、国際的及び広域的立場に立って、すべての事業活動及び

日常生活において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は環境の保全に資するため、必要な措置を講ずる責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷の低減その他環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う資源及びエネルギーの消費、廃棄物の排出等による環境への負荷を低減するよう努める責務を有する。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(環境への配慮)

第7条 市は、市が行う施策の基本に環境への配慮を置き、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、その影響が低減されるよう配慮しなければならない。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、石巻市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、石巻市環境審議会の意見を聴かななければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかに、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書)

第9条 市長は、毎年、環境の状況、市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を明らかにした報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(水と緑の保全及び創造)

第10条 市は、多様な生物の生存を確保し、水と親しむ地域の形成を図るため、海、河川等の水環境の保全に関し必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、健全な大気環境を確保し、緑豊かな地域の形成を図るため、森林等の保全及び緑化の推進に関し必要な措置を講ずるものとする。

(事業実施時における環境への配慮)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある土地の形状の変更、工作物の新設等の事業を行おうとする事業者が、あらかじめ環境の保全について適正に配慮するよう必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

第12条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(誘導的措置)

第13条 市は、市民及び事業者が自らの行為に係る環境への負荷を低減するための適切な措置をとるように誘導するため、必要な措置を講ずるものとする。

(公共的施設の整備等)

第14条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備に関する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、公園その他の公共的施設の整備その他の良好な環境の創造のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の適正処理)

第15条 市は、廃棄物の処理に伴う公害の防止を図るため、市民及び事業者による廃棄物の適正処理が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(廃棄物の減量の促進等)

第16条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用を推進するものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第17条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然学習及び環境教育の推進)

第18条 市は、関係機関及び関係団体と協力して、環境の保全及び創造に関し、自然学習及び環境教育の推進並びに広報活動の充実を図ることにより、市民及び事業者がその理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第19条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)が自発的に行う緑化活動、環境美化活動、再生資源の回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動がより一層促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び提供)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、必要な情報を収集し、これを適切に提供するよう努めるものとする。

(市民等の参加及び協力の促進)

第21条 前3条に定めるもののほか、市は、環境の保全及び創造に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、市民、事業者及び民間団体の参加及び協力の促進に関し必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の状況調査)

第22条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の策定に必要な自然環境の状況を定期的に調査するものとする。

(監視等の体制の整備)

第23条 市は、環境の状況を的確に把握するとともに、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定等の体制を整備するものとする。

(地球環境保全の推進)

第24条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、国際機関、国及び他の地方公共団体等と連携し、地球環境の保全に関する国際協力を推進するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第25条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(総合的な調整等のための体制の整備)

第26条 市は、市が行う環境の保全及び創造に関する施策について総合的な調整を行い、計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

石巻市環境審議会条例

平成17年4月1日

条例第167号

(設置)

第1条 環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、石巻市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項について調査、審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によって定める。

4 部会に関し必要な事項は、会長が定める。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って別に定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

石巻市環境美化の促進に関する条例

平成17年4月1日

条例第168号

目次

第1章 総則

第1節 通則（第1条・第2条）

第2節 基本的責務（第3条—第6条）

第2章 ごみの散乱防止（第7条—第9条）

第3章 空き地の管理等（第10条・第11条）

第4章 環境緑化の推進（第12条—第14条）

第5章 雑則（第15条—第23条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

（目的）

第1条 この条例は、環境美化の促進を図ることにより、清潔で緑豊かな美しいまちづくりを目指し、もって市民の快適な生活環境の保全に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ごみ 飲料又は飲料を収納していた缶、びんその他の容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、飼い犬のふん、紙くずその他これらに類するもので、容易に投棄され、かつ、その散乱が快適な生活環境を損なうものをいう。
- (2) 空き地 現に所有者又は管理者が使用していない土地をいう。
- (3) 市民等 市民、滞在者及び旅行者をいう。
- (4) 事業者 市内で事業活動を営む者をいう。
- (5) 土地所有者等 土地若しくは建物を所有し、占有し、又は管理する者をいう。
- (6) 空き地所有者等 空き地を所有し、又は管理する者をいう。
- (7) 環境美化推進団体 環境美化の推進活動に奉仕する団体をいう。
- (8) 公共の場所 道路、公園、河川その他公共の用に供する場所及び他人が占有し、又は管理している場所をいう。
- (9) 飼い犬 飼養管理されている犬をいう。
- (10) 空き缶等飲料容器 飲料を収納していた空き缶、空き瓶その他の容器をいう。
- (11) 空き缶等回収容器 空き缶等飲料容器を回収する容器をいう。
- (12) 不良な状態 雑草が繁茂し、若しくは枯草が密集し、又は廃棄物が投棄され、かつ、それが放置されているために、清潔な生活環境が著しく損なわれているような状態をいう。

第2節 基本的責務

（市民等の基本的責務）

第3条 市民等は、自ら快適な生活環境の確保に努めなければならない。

2 市民等は、身近な地域における環境美化の促進に関する実践活動に積極的に参加するとともに、

市が実施する環境美化の促進に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の基本的責務)

第4条 事業者は、事業活動を行うに当たり、快適な生活環境を確保するため、その責任において必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、環境美化の促進について被用者の啓発を行うとともに、市が実施する環境美化の促進に関する施策に協力しなければならない。

(市の基本的責務)

第5条 市は、快適な生活環境を確保するため、総合的な環境美化の促進に関する施策を策定し、これを実施するものとする。

2 市は、前項の施策の実施に当たって、市民等、事業者、土地所有者等及び空き地所有者等に対し、啓発及び意識の高揚を図るとともに、必要な指導又は協力要請を行うものとする。

3 市は、第1項の施策の実施に当たって、環境美化推進団体、県及び国に対し必要な協力要請を行うものとする。

(地域環境美化促進計画)

第6条 市長は、前条第1項の施策を推進するための計画(以下「地域環境美化促進計画」という。)を策定するものとする。

2 地域環境美化促進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) ごみの散乱防止に関する事項

(2) 空き地の管理に関する事項

(3) 緑化の推進に関する事項

(4) 環境美化推進団体の育成に関する事項

(5) 環境美化推進モデル地区の指定及び当該指定区域内における環境美化促進事業に関する事項

(6) 前各号に掲げるもののほか、環境美化の促進に関する事項

3 市長は、地域環境美化促進計画を策定し、又は変更したときは、これを公表しなければならない。

第2章 ごみの散乱防止

(市民等の責務)

第7条 市民等は、家庭外において自ら生じさせたごみを持ち帰り、又は回収する容器へ収納するなど、公共の場所等にごみを捨ててはならない。

2 市民等は、飼い犬を散歩させるときは、当該飼い犬の排せつしたふんを回収しなければならない。

3 土地所有者等は、土地又は建物におけるごみの散乱を防止するため、土地又は建物の利用者の啓発を行うとともに、散乱しているごみの清掃を行うなど環境整備に必要な措置を講じなければならない。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その事業活動に伴って生ずるごみを適正に処理するなど、ごみの散乱防止に必要な措置を講ずるとともに、ごみの散乱防止について被用者の啓発を行わなければならない。

2 容器入り飲料を販売する小売業者は、空き缶等飲料容器の散乱防止について消費者の啓発を行

うとともに、その販売する場所に空き缶等回収容器を設け、これを適正に維持管理しなければならない。

3 たばこを販売する小売業者は、たばこの吸い殻の散乱防止について消費者の啓発を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

4 観光業者は、ごみの散乱防止について観光客の啓発を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

(公共の場所の管理者の責務)

第9条 公共の場所の管理者は、公共の場所におけるごみの散乱を防止するため必要と認める場所にゴミを回収する容器を設け、これを適正に維持管理しなければならない。

第3章 空き地の管理等

(空き地の管理)

第10条 空き地所有者等は、当該空き地が不良な状態にならないよう適正に維持管理しなければならない。

(空き地の活用)

第11条 市長は、空き地を公園、広場等として公益のために整備することが特に必要と認めたときは、空き地所有者等の協力を得て、有効かつ適切な活用を図るものとする。

第4章 環境緑化の推進

(緑化の推進)

第12条 市長は、緑豊かな美しいまちづくりを図るため、緑化意識の啓発、緑化推進体制の整備及び緑化事業の効率的推進に努めなければならない。

(環境の育成)

第13条 市民は、庭等に樹木、花き等を植栽し、環境の育成に努めなければならない。

2 事業者は、当該敷地内に緑地を確保し、又は樹木、花き等を植栽し、環境の育成に努めなければならない。

(公共施設の緑化)

第14条 市長は、その管理する公園、広場、道路その他の公共施設に、樹木、花き等を植栽し、緑化に努めなければならない。

第5章 雑則

(飼い主に対する指導及び勧告)

第15条 市長は、市民等が第7条第2項の規定に違反し、公共の場所等で飼い犬が排せつしたふんを回収しなかった者に対し、当該飼い犬が排せつしたふんの回収その他必要な措置を講ずるよう指導及び勧告することができる。

(土地所有者等に対する勧告)

第16条 市長は、ごみが著しく散乱している土地がある場合において、当該土地の所有者等が散乱しているごみの清掃その他の環境美化の促進に必要な措置を容易に講ずることができるにもかかわらず、これを行っていないと認めたときは、当該土地所有者等に対し、期限を定めて、当該措置を講ずべきことを勧告することができる。

(容器入り飲料を販売している者に対する勧告)

第17条 市長は、容器入り飲料を販売している者が第8条第2項の規定に違反していると認めた

ときは、その者に対し、期限を定めて、空き缶等回収容器を設置し、又はこれを適正に維持管理すべきことを勧告することができる。

(空き地所有者等に対する指導及び勧告)

第18条 市長は、不良な状態の空き地があるときは、当該空き地所有者等に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

2 市長は、前項の規定による指導を受けた者がその指導に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、当該措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第19条 市長は、第15条、第16条、第17条又は前条第2項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に従うべきことを命ずることができる。

(報告の徴収)

第20条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、飼い主、事業者、土地所有者等又は空き地所有者に対し、環境美化の促進に関し必要な報告を求めることができる。

(立入調査)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員にごみが散乱している土地、容器入り飲料の販売に係る自動販売機が設置されている土地又は建物及び不良な状態の空き地に立ち入り、その管理又は空き缶等回収容器の設置状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の求めに応じ、これを提示しなければならない。

(公表)

第22条 市長は、第19条の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなく、その命令に従わないときは、その旨及び命令の内容を規則で定める方法により、公表することができる。

(委任)

第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、石巻市環境美化の促進に関する条例（昭和60年石巻市条例第11号）、河北町環境美化の促進に関する条例（昭和60年河北町条例第12号）、雄勝町環境美化の促進に関する条例（昭和60年雄勝町条例第3号）、河南町環境美化の促進に関する条例（昭和60年河南町条例第8号）、桃生町環境美化の促進に関する条例（昭和60年桃生町条例第1号）、北上町環境美化の促進に関する条例（昭和60年北上町条例第7号）又は牡鹿町環境美化の促進に関する条例（昭和60年牡鹿町条例第11号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。